

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成 14 年度第 1 回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成 14 年 4 月 15 日（月）16：15～17：45
2. 場所：首相官邸大客間
3. 出席者：
 - （委員）宮内義彦議長、生田正治、奥谷禮子、河野栄子、神田秀樹、佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、高原慶一朗、八田達夫、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員
 - （政府）小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、石原規制改革担当大臣、熊代内閣府副大臣
 - （事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、中城審議官、竹内審議官、磯部審議官、宮川事務室長、長屋事務室次長
4. 議事次第
 - （1）フリートーキング
 - （2）新年度の運営方針等について
 - （3）規制改革推進 3 か年計画（改定）の決定について
 - （4）規制改革推進 3 か年計画（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）のフォローアップについて
 - （5）その他
5. 議事

○宮内議長 定刻となりましたので、ただいまから平成 14 年度の第 1 回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。

本日は総理においでいただいておりますのでフリートーキング、それから御退席の後で、新年度の会議の運営方針及び検討体制につきましての検討、3 か年計画の改定及び 3 か年計画のフォローアップの報告聴取、こういう点を議題といたしたいと思っております。

今日は、お忙しい中、総理を始め、福田内閣官房長官、石原大臣、熊代副大臣の御出席をいただいております。

委員の方は、飯田議長代理と、村山委員は御欠席でございますが、その他の委員は全員御出席でございます。

それでは、早速でございますが、まず、小泉総理から一言ごあいさつを。

○小泉総理大臣 皆さんの意見を聞いてからではないの。もう規制改革は強引にやらなければいけないんだから。

○宮内議長 それでは、総理は 30 分ほど時間を取っていただいております。そういうことでございますので、この間に委員の皆様方、お一人おひとりから、規制改革についてのお考え、また、内閣に対する御要望等がございましたら、せっかくの機会でございますので、お話を賜りたいと思います。

30 分お出ましいただいておりますので、1 人 2 分以内ということでございます。恐縮でございますが、時間をお守りいただきたいと思います。

それでは、いろは順か何かで、一番向こうの生田委員からずっと回して米澤委員が最後ということになります。恐れ入りますが、生田委員からよろしく願いたします。

○生田委員 まず、昨年 12 月にまとめました内容を閣議で極力尊重するというふうにお決めいただいたので、非常に喜ばしいと思うし、是非今後とも促進していただきたいというのが 1 つ。

このフォーラムは、非常に皆さんまじめで、アカデミックという言葉が当たるかどうか、まじめに検討して結論を出したんですが、この御時世だから、新しいビジネスに結び付くとか、あるいは雇用に結び付く、経済再生に結び付くというようなことも勿論重点的にやっておりますので、そういったことをできるだけ将来展望に結び付くように、少し数字的にも広報していただいたらどうかと、こんな感じがしております。余りまじめだけでもいけないので、少し広報すると。

最後の一言は、今までのしがらみとか、既得権といったものでなかなかうまくいかないということは当然いっぱいあると思うんですが、それを氷にたとえれば、アイスブレイクする一番いい方法は、今アイデアが出ている特区だと思うんです。規制緩和特区、あるいは税制緩和特区、この特区をできるだけ早く促進してつくっていただいて、それを目玉にしながら、こんなのができるんじゃないかということを実証することによって、経済再生を是非やっていただきたいし、我々もできる協力をしたい。目に見える形で促進していくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○宮内議長 奥谷さんどうぞ。

○奥谷委員 何か1年近くやってまいりましたけれども、委員の人たちを始め、皆さん少し疲れていらっしゃるのではないのかなというのが現実だと思います。

構造改革、特に規制改革というのは、小泉内閣の一番の目玉だと思うんです。まず、既得権者の破壊というところが大きなテーマで、それをどう推し進めていくのは大変なパワーが要るということだと思います。

石原大臣も宮内議長も、いろんな意味でたたかれながらもそこを推し進めていらっしゃるんで、我々委員同士の中でけんけんがくがくのけんかをしたり、また官僚の人たちともいろいろと意見を闘わしたりして頑張っているんですけども、それはみんな一つになっていい方向に持っていきたいという気持ちは同じだと思います。

ですけれども、今、小泉さんを見ていて一般的に支持率が下がっている云々ということ以上に、既成政党のところから離れて小泉さんが一人が、これから新しい改革をやろうという情熱に対して国民が付いてきたと思うんです。

それが、今の小泉さんを見ていますと、何か既成のところへ入り込んでしまって、関係ないと思われているけれども、一般的にそう見られてしまっているんです。ですから、パワーダウンしているようなところが見られて、本当に我々ももっといろんな改革を推し進めていく中で、小泉さんが本当に、宮内さんを始め、石原大臣と闘っていただくパワーを維持し続けていただけるのかというのが大変疑問に感じているのが、今の私の気持ちです。

ですから、既存勢力に巻き込まれないで、本当に構造改革を推し進めるということは今一度再確認というか、本当に規制改革を推し進めない限り日本の将来はないということ、先ほど生田委員もおっしゃったようにPRするというか、1年に1回報告するというのではなくて、3か月に一度でも何でもいいと思うんです。その都度報告していくというか、臨機応変と言いますか、パワーアップと言いますか、そういう機動力を是非持っていただきたいと思います。

以上です。

○宮内議長 河野さんどうぞ。

○河野委員 奥谷さんは、もしかしたらオーバーしたかもしれませんので、私は簡単にですけれども、本当に早く実現したいとか、もっとスピードを上げたいというのは、皆さんの共通の願いですので、キーワードはスピードと透明性と評価システムというふうに思っております、生田さんのお話からも出ましたように、特区では是非時間を区切って、あるいはそれがなぜできないかということもきちんとアカ

ウンタビリティーを發揮していくというふうな形で、我々も何とかこの3つを実現していきたいですし、総理の方もそうだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○宮内議長 神田さんどうぞ。

○神田委員 では、2点意見を申し上げさせていただきます。

1つは、私の感じでは規制改革というのは、高度成長を遂げた国ほど難しいという気がします。それは、高度成長を遂げた国ほど、その後環境が変われば規制改革への必要性も高いんですけれども、高度成長を遂げた国ほど、その過程で既得権が蓄積されますので、改革しようとする大きな抵抗勢力があるということだと思ひます。

したがって、日本が規制改革を成功されるかどうかというのは、非常に重要なことであり、引き続き総理の強いサポートをいただければありがたいと思ひます。

2点目は、今年は是非経済活性化というのをやっていただきたいと思ひているんですけれども、これがなかなか難問でして、つまり政府が何かすることによって本当に経済が活性化するか、何をすればいいのかというのはなかなか難しい問題だと思ひます。

やはり、これは民の方が一生懸命やるというか、元気が出るというか、そういうことこそが本来は重要であって、その部分が今一つ見えてこないというところにあると思ひます。しかし、政府として何もすることがないかという、それは決してそうではありませんで、やることはたくさんあると思ひますので、是非今年は、成果が出るような形での経済活性化というのを規制改革の観点から具体的に実現していただきたいというふうに思ひしております。

以上です。

○宮内議長 佐々木さんどうぞ。

○佐々木委員 変化を成果にするというのが今年が一番大きなところだと思うんですが、それには新しい視点を取り入れるということと同時に、それを新しい人たちにも聞いてもらおうと、先ほどPRと出たんですけれども、広報も非常に重要だと思ひます。

今回委員をさせていただいていて、多くのベテランの方々の中に私のような新人がすっぽり入っているわけですが、過去の1年間では、まだまだやり方がわからず

に意見を言うと、それは昨日までだったというようなことも含めて、少し私自身が今までのベテランの方々とのやり方がわからずに来てしまって漏れたところがあります。

ですから、これからの1年は、私も含めて新人の声、大企業の声だけではなくて、ベンチャーの声、これは経済的あるいはマスメディア的に大きな声にならないかもしれませんが、一番新しいビジネスが生まれるベンチャーの声、それから経済人だけではなくて生活者の声、やはり新人とベンチャーと生活者という3つの声がきちんと反映されて、その人たちに届くという両方が実現できたらいいと思って、私もそこには力を注ぎたいと思っておりますので、御指導いただければと思います。

○鈴木委員 私は、規制緩和を随分長くやってきたんですけれども、経済的規制を中心にやってきて、実は去年は医療を担当しましたけれども、初めて社会的規制というのに触れたんですけれども、率直な感想を言うと、要するに32年に医療法ができて以来、ほとんど何も変わっていないということで、不可解な社会という感じが強くしました。

お陰様で、会議の人たちのいろいろな努力で幾つかの点については、医療の改革の緒につくことができたのではないかというふうに思っておりますけれども、まさに医療改革については元年だというふうに思っております。しかし、ここのところにはまだ不思議なことが山ほどあるということです。

私は、20年ほど前に臨調の調査員をやっておりますして、国鉄改革をやったんですけれども、この国鉄の改革をやったときに非常に感じましたのは、国鉄もまた動かざるごと山のごとしで、何もやっていない。つまり、合理化の巢だと、効率化の巢だと、変えることの巢だと、改革の巢だと、こういうことを強く感じて、それをやりさえすればよくなるはずだということで改革に対して自信を持ったわけですけれども、それと同じことが医療についても言える。

理屈で考えて、今の医療の問題というのに対して反対できる話の一つもないはずなんですけれども、そういう理屈で反対できない人たちが何をするかというと、腕力で反対しようとする。

国鉄の時代ですと、労働組合が、要するに例の不毛のスト権ストというのをやって、これが原因で崩壊したわけです。

そんなことも考えてみますと、しょせん一つの物事の筋というものは、腕力では守れないと。今医療もそういう時期に差し掛かっているのではないかというふうに

考えておりますが、まだやることは山積しておると思います。

なかんずく、今年の問題としましては、民間企業経営方式、株式会社の有無を含めての問題に対するところ。我々は、何もすべてが株式会社になれと言っているわけではないんです。それを望む人たちに優れた一つの経営方式というものをどういうふうに取り入れてもらうかという問題でありますから、言ってみましたら物の考え方の変化を医療の人たちに持っていただくと。

勿論、そのほか、教育、福祉、農業の人たちも含めてですけれども、それをやりたいと思っております。

総理大臣は、去年それを検討するように御指示なさっておられまして、私どもも鋭意力をそそぎたいと思いますので、私達も総理の指導力を十分期待したいと思っております。 さっきから出ております特区というのは、これは一つの新しいアイデアであって、是非育て上げていきたい。

規制緩和というのが、わかる、わからないと今までよく言われるわけですがけれども、それはある程度専門的な問題と、分野にあれしておりますから、自分の分野のところの規制改革はわかるけれども、ほかの国民一般にとっては、なかなかわかりにくいという点があったかと思いますが、特区的なものの思想でもってやるというのは、そういうのをわかってもらうという意味合いと、そこの中で規制改革を大幅に緩和したということの効果というのが、メリット、デメリットというのがはっきりしてくるわけです。ものすごくメリットがはっきりしてくると思いますが、それは一般にアプリカブルな問題だというのが1つ。 もう一つは、要するに地方の時代と言われて、地方に活躍してもらわないといかぬわけですがけれども、それはそういうふうにして一生懸命特色ある町づくりをしようとしておる市長さんは結構おると思うんです。

この人たちに、やはり自分たちの特色ある町づくりを阻害する規制というのを解除するようなことを働き掛けていけば実のあるものになってくるが、これもまた各論になってくると、恐らく相当強いところから、極めて大きな抵抗に遭うかと思っておりますから、総理に一つよろしくリーダーシップを発揮していただきたいというふうをお願いしたいと思います。 以上でございます。

○宮内議長 清家さん。

○清家委員 規制改革のポイントの一つは、事前の規制を緩和して、事後的な監視監督を強化するということだと思っております。

私の担当していた雇用の分野で言えば、規制の根拠というのは弱い立場の労働者が搾取されたり、あるいは劣悪な労働条件に置かれたりしないようにしようという考え方があって、そこから派生して、例えば民間に職業紹介を委ねると労働者がピンはねされたりするのではないか、あるいは派遣労働というような正規の働き方ではない働き方は、労働条件が悪くなりやすいのではないかとということで、事前的に民間の職業紹介とか、派遣労働というものを規制するという考え方が出てきているんです。

しかし、それを事前に規制してしまうと、もともと持っている民間の職業紹介の活力とか、派遣労働で雇用が増えるというメリットも失われてしまうので、やはりそここのところは徹底的に規制を緩和したい。

しかし、一方でもともと規制の根拠になっていた労働者の搾取の問題とか、劣悪な労働条件の問題というのものもあるわけですから、それは逆に行為だとか、事象自体を事後的に監視していくと。あるいは、きちんとルール化していくということが大切だと思うんです。ですから、そういう面では、人々が安心して事前の規制緩和に合意するためにも、事後的な監視監督の機能を強化するんだというようなことを、例えば政府が政策資源の移動と言いますか、事前の規制から事後的な監視監督への政策資源の移動というようなことではっきり示す必要があるのではないかなと思っています。

○宮内議長 高原さん。

○高原委員 前例とか、既得権にとらわれないという小泉内閣だからこそ、私なりに過去1年間、石原大臣や小泉総理のリーダーシップの下に改革工程表を提示したり、年末答申を出したり、更に3か年計画を進めていくというふうな感じて国民に訴えられたんではないかと思っています。

私は、これからますます一人ひとりが夢を持って、それを実現していく日本経済であるべきだというふうな視点で取り組んでおるんですが、一つだけ年末に出ましたデータを申し上げて、2つのポイントだけ簡単に述べたいんです。

それは、スイスの有名なIMD、すなわち日本語で言って、国際経営開発研究所でアントルプルヌールシップ、すなわち起業家精神の調査を49か国でやまして、日本とベネズエラが最下位だった。

もう一つ裏付けとしては、ロンドン大学で、やはりグローバル・アントルプルヌールシ・モニターというのでやりますと、アメリカの方は、起業家というのを評価

するのが 90%おるんですが、日本は 10%程度だと。これが直近の事実でございます。

それに対して規制改革の面から 2 つ具体的にどうやるべきかということで、規制改革の面から 1 つは、創業戦略会議というようなものをつくって、国民にアピールをしていこう。 2 つ目は、やはり自分自身規制改革トップの創設というもので国民にアピールしたらどうか。勿論、そのためには今、開業に対して 3 点ほど具体的に考えているんですが、これは時間の関係でカットして、会議の中で提案したいと思います。

以上です。

○宮内議長 八田さんどうぞ。

○八田委員 この会議で、さまざまな規制緩和のことをやったんですが、現在の時点で一番最優先すべきことは、やはり経済再生に役に立つものを最優先すべきだと思うんです。 それの一番いい材料というのは、都心再生だと思います。この都市再生とか、都心再生という言葉、近ごろ非常に言いふらされているんですが、やはりこれは日本で強調する理由があると思うんです。

というのは、ニューヨークでは都心に行くにしたがって夜間の人口密度が高くなる。イーストサイドなんかでも、基本的には非常に夜の人口が高い。東京は、山手線の内側では、都心に行くほど人口密度が低くなっている。

これは、なぜかと申しますと、基本的には容積率がニューヨークでは最高 2,000 、東京では 1,000 と、大体そういうところですから、半分なわけです。それが東京の家賃高を招いて、なかなか都心に住めないという事情になっている。

その理由は何だと申しますと、結局は容積率を制限するというのは、都心が大きくなりすぎると通勤する人が増え過ぎて、通勤列車がパンクするというのが一番基本的な理由であります。

とすると、居住用のビルまで容積率を制限しても全く無駄である。単なる勘違いだったと言えなくはない。

やはり、ここにきてこの勘違いを正して、都心の居住用の容積率というのを大幅にアップする。特に特区のようなところではアップするということが必要だと思います。ある意味では、それが大きな金を掛けずに経済再生につながる。

今度は、ビジネスはビジネスもので集中することによって大変な生産性が上がるということは、今まで余りが付かれていなかった。これが近ごろ研究で随分わか

ってきた。ということは、やはり集中を促すことだと思います。これも容積率の緩和です。

だから、ただ単に不動産関係の方がもうけるからというのではなくて、やはり今まで不必要な規制があったから、これを外して経済再生に役に立てる。その際に自動車ぐらい周辺に必要ですから、迂回すべき自動車道路の真ん中を通っているというのは、ひどい話ですから、これは都市計画道路を立てるべきだと。

これの最大の障害になっているのが、びっくりするんですが、都にお金がないと。この不況下でお金の使い道、田舎の道路には余っているというのに、都ではお金がないからできないというのが1つあるらしい。

もう一つは、収用法です。収用法にだらだら時間が掛かっている。建設省が収用法を短くしろと言ったら、全国で非常に早くなった。もっと強く収用法の改正をして義務づけるといったことが必要だろうと思っております。

以上です。

○宮内議長 森さんどうぞ。

○森委員 3年ほど前に行われました経済戦略会議において都市に関わる規制等を試験的に白紙にして、都市の再生、パイロット・プロジェクトというのを立ち上げたらどうだということを提言しておりましたんですが、このたび都市再生特別措置法が総理大臣のお力で成立いたしましたして、大変喜んでおります。この制度を大いに活用して、大いに活性化を進めていきたいというふうに感じております。

私は、この制度が活用されて成功するポイントは、2つあると思っております。1つは、まだやり足りないからうまくいかないんだと思っていらっしゃる官僚の方々に、在来のように余り張り切らないで、できるだけ民間に自由に任せたいということです。また、補助金等を付けたからといって、過剰に介入するということはやめていただいて、むしろ補助金なしででき上がったものは後から公共が必要なものは買い上げるといったような方法がいいのではないかというふうに思います。

民間の活力を最大限に発揮させるためには、公が民を引っ張るということではなくて、後押しをするというぐらいの感覚にパラダイムを変えていただく必要があるというふうに思っております。

先ほどもございましたが、行政は過剰な事前指導をやめて事後にチェックする体制に、あるいは、行政裁量をやめて自己責任型に改めていくという方向であるべき

だと思います。 もう一つなんです、人権尊重という名の下に行われております、人権の超尊重主義。都市再生特別措置法におきまして、緊急整備地区や、規制改革特区を設けようという場合に、まずは人が余り住んでいないところ、例えば臨海部というようなどころになりがちなのは、極端なごね得だとか、わがままな拒否権が残るというリスク、事業が完成しないというリスクを恐れて、本来経済波及効果が高い、あるいは相乗効果が高い鉄道等のインフラが完備された既成市街地を避けていくという傾向があるんですが、これではまずい。多数の人間が少数の反対のために、最大の公益の侵害と、経済的損失を生じるというようなことが、これまでの再開発の経験では、成田のケースのようなことがいやというほどございましたけれども、この成田問題を片付けるというような強制執行だとか、代執行だとかを毅然と行うと。そういうところにこそ行政の役割があるんだというふうに思います。

また、それが必要ならば、それができる制度改革等をしなければならないというふうに思います。これらを一緒に改善すれば、都市再生はもとよりですが、もろもろの経済の活性化に強力なエンジンが掛かるということになると思っております。

○宮内議長 八代さんどうぞ。

○八代委員 規制改革というのは、総論賛成、各論反対であって、総理が規制改革をやれと言われたらだれも反対しないんです。

問題は、社会的規制についてはほとんど進まない。なぜかと言うと、これは全く新しい経験であって、各官庁がそんなことをしたら責任を取れないということをつも我々に言うわけなんです。

それに対しては、社会的実験と言いますか、こういう改革をしても大丈夫だということをおある程度示さなければいけない。そのためには、ほかの皆さんがいっぱい言っておられるような規制改革特区というのが必要だと思うんです。

ただ、問題は、放って置かれると規制改革特区というのが、官僚主導型の規制改革特区になってしまう。言わば、総論賛成、各論反対になってしまう。ですから、特区自体をやるということだけでは不十分で、どういう特区をつくるかというのが大事だと思うんです。それは、一つはモデル事業と区別しなければいけない。これまでのモデル事業というのは、国が決めて、国がお金を出して各自治体にやってもらう。責任は国が問うという考え方で、これでは全くできません。

必要なのは、お金はびた一文出さない。その代わり各自治体のイニシアチブで各自治体が責任を持って、こういう規制を免除してほしいという各自治体のイニシア

チブに基づく規制改革特区でなければ意味がないわけで、実は、これは総理のイニシアチブなしにはできないんです。官僚ベースだと、官僚が各省庁に特区のアイデアを出せと言って、医療特区であれば厚生労働省に、労働特区であれば、これも厚生労働省ですが、各省庁に考えさせるようなことになってしまう。これでは、羊頭狗肉になってしまう。

ですから、この問題については、本当に総理のリーダーシップが必要で、それなくしてはできないという問題なので、是非その意味でトップダウンで決めていただきたいというふうに思っております。

よく総理は、レーガンとサッチャーにたとえられますけれども、私は、やはりアメリカもイギリスも、もともと市場経済の国であった。日本で今必要なのは、それどころではないので、まさに中国の小平みたいに社会主義体制を市場経済化するということが必要なのであって、そのために経済特区が必要で、彼は20年前にそれをやったんです。

ですから、是非総理に御決断をお願いしたいと思っております。

○宮内議長 米澤さんどうぞ。

○米澤委員 私は、最後で余り時間がないと思いますので、特にあれですけれども、総理には経済再生、構造改革を是非進めていただきたいと、陰から応援したいと思うんですけれども、私の担当と申しますのは、教育、あるいは研究開発というものなので、前年度我々の分野では、かなり規制改革が進んだんではないかと思っておりますけれども、今年度は、やはり世界のトップレベルになるような教育と研究開発というのをするためにどんなことをすればいいかということを考えていきたいと思っております。

特に産業界、あるいは社会の方から今度は大学の方に、あるいは研究機関の方にモノとかカネとかヒトがどういう形でうまく流れるか。そういう特区に対する基礎というものを考えていきたいと思っております。

初等、中等の教育の問題ですと、やはり私が多少気になりますのは、ゆとりの教育という話が出ておりますけれども、それをうまく補完する形で基礎学力というものを付けさせていく。そういう方向の規制改革というものに進めていきたいと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、私から一言だけ、皆さん非常に熱心に去年おやりいただきまして、また今年も非常に大きな動きができればという

ことで熱意が感じられたわけでございますけれども、是非皆様方と御一緒にやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

皆さんの御意見をお聞きいただきましたので、総理から是非御発言を賜わりたいと思っております。

○小泉総理大臣 宮内議長を始め、皆さん方から、今まで熱心な議論をしていただきまして、規制改革の重要性、総論賛成、多くの国民もその改革の必要性はわかってきていると思っております。

問題は各論であります。この問題については確かに社会主義体制的な日本を市場経済にするという厄介な問題も含んでいるという厳しい指摘もございましたけれども、私は、これから経済活性化について規制改革の役割は非常に多いと。競争を通じて経済も活性化するし、同時に安定成長して、今の体制がいいという既得権益を持っている層が、日本は非常に多いものですから、改革によって競争されるのがいやなんです。これは官だけではありません。民の方にもあるんです。今のままで余り競争しないでよかったですら楽だろうと、そういう時代ではないということで規制改革が必要なんです。

私の意欲が少し鈍ったのではないかと奥谷さんは言っていますけれども、全然それはいいです。それはなぜかと言うと、錯覚しているんです。私が総裁選に出た当時、私の意見は少数意見だったんです。自民党の少数意見が何で自民党議員の多数を占めたか。やはり国民も変わってきて、黨員も変わってきて、自民党も変わらなければならないと思ったから、私を総裁にしたんです。

多くの自民党支持の人たちは、小泉と自民党がぶつかって、小泉は自民党をつぶすのではないかとということを期待していた。

ところが、今までの自民党の主流派の人たちは、自民党をつぶされたら大変だと思って、私に強力しているんです。だから、一般は困ってしまった。多くの人たちは自民党をつぶしてもらいたかった。ところが、自民党の方はつぶされてはたまらないから、協力しているから、今、みんなつまらないだけでしょう。拍子抜けしているんです。

第一、この特殊法人改革を見ても、私が総裁就任までは道路公団民営化なんかだれも考えなかったことです。住宅金融公庫廃止、これも考えなかった。石油公団廃止、これも考えなかったことです。やり出したら、賛成者も反対者が不十分だという批判。今まで言い出さないことを不十分だという批判でしょう。今までやる必要

性を言わなかった人たちでさえも。それは自民党が協力しているからです。全然私は妥協していません。いかにうまく党内の多数の賛成を得ながら、与党の賛成を得ながらやろうとしている。余りやり過ぎて、抵抗してくれないからがっかりしている。拍子抜けしているだけであって、本質的に全然変わっていない。

これから、規制改革の与野党の一番反対していた郵便事業の民間参入。これは自民党も民主党も共産党も与野党は全部反対していたんです。それを私がやろうとした。今、党の一部の総務部会は反対しているけれども、これはやりますから、民間参入の規制改革です。全然変わっていない。変わったのは支持率だけですから、そこを間違わないでいただきたい。

自民党はなぜおとなしいかと、私の方針に反対したらつぶされることを恐れているから協力するわけなんです。その気持ち自体は全然変わっていない。そこを誤解しないでください。皆さんこそ、あきらめてはだめなんです。私は全然あきらめていないし、覚悟も変わっていない、方針も変わっていないんです。それを御理解いただいて更に頑張っていたいただきたいと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。本当に力強いお話をいただきまして、本当に委員の皆さん方は滅私奉公でございまして、議長はそうでもないんですが、本当に担当していただきまして、仕事を投げ打ってずっとやっていただいております。

また今年も、今日御議論いただきますけれども、恐らくもっとハードになろうかと思っておりますので、今の総理のお話を糧にいたしまして、引き続きまして頑張っていたきたいというふうに私からもお願い申し上げたいと思います。

総理と官房長官は、お時間が参りましたので退室されますけれども、引き続き我々活動を御支援賜わりたいと思います。ありがとうございます。

(小泉総理大臣、福田官房長官退室)

○宮内議長 それでは、議事を続けさせていただきたいと思います。

まず、石原大臣から恐れ入りますが、ごあいさつを賜わりたいと思います。

○石原大臣 何か総理の大演説を聞いてしまって、私が何を言うのかなという感じもいたしますが、この間少しお話しいたしました他の審議会との兼ね合いですが、これは3月29日の閣議と閣僚懇で、実は私の方から各閣僚に協力を求めまして、官房長官からも、石原さんの所管している総合規制改革会議と十分に協力するようというお言葉をいただきました。

具体的には、いわゆる法制審におけるマンションの区分所有法や、短期新貸借制

度の見直し。あるいは、労制審における労働者派遣制度や、職業紹介制度の見直し。あるいは、エネルギー調査会における電気事業制度の見直しを3つほど例に出させていただきまして、3か年計画では、それぞれ各省と一致いたしました、一次投資の考え方を基本にしているのであり、こうした審議会で検討するに当たっては、総合規制改革の考え方を十分踏まえて対処していただきたいと申しましたし、どういふことをやっているんだ。あるいは、どんなデータでやっているのかといったようなものも要請しますので出してくださいと。事務当局間においても申し入れをさせていただきたいという話をさせていただきました。

新たな年度、今、お話を聞かせていただきまして、やはり経済関係に御言及される委員の方々が多かったと思いますし、特区というお話をいただく方が大勢いらっしゃったと思います。

私も、やはり特区というのが今年度の一つの大きなテーマになるとと思いますし、これまでやってきたモデル事業みたいなものではなくて、例えば私の住んでおります杉並区では、今朝も区長と、元ライバルなんですけど、最近仲よくやっているもので話をしてきたんですが、例えば教育です。

まず、都道府県の方と教育委員会との関係が出てくると思うんですけども、市町村で自由に教育ができるような、自由な公立学校が運営できるような方針をできるようにしてもらいたいということで、それを是非やろうという話をしてきました。

こういうふうには各自治体の方から自分たちで何をやりたいというのが挙がってきて、それを排除することのないようなものをつくっていかねばなりませんし、やはり経済のことに勘案しますと、総理もいつも言われているんですけども、お金がないから規制改革とすぐおっしゃるんですけども、都心の再開発で、先日森委員の再開発を拝見して、民間でこれだけのことができるんだと、正直言ってびっくりいたしました。いろいろな障害があるとは思いますが、そういうものを民間ができるようにする後押しというものが本当に必要なんだなと実感しておりますので、そういう観点で、この特区を幅広く御議論をしていただきたいと考えております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。引き続き本年度もよろしく願い申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

新年度の会議の運営、検討課題等につきまして、まず御議論をいただきたいと思

います。 前回議論いたしましたペーパーにつきまして、その際の皆様方の御意見を踏まえまして、若干修正をしてお手元でございます。この資料の説明を宮川室長からお願いしたいと思います。に

○宮川室長 宮川でございます。よろしくお願いたします。

お手元の封筒を開けていただきまして、資料1というのがございます。「新年度の運営について(案)」ということでございまして、先般、前回の3月の会議で、事務局のたたき台ということで御提示させていただいたものに、各委員から御意見を賜ったものを付け加えたものでございます。

まず、第1番目でございますけれども「1. 全体のテーマと運営スケジュール」でございます。

今年度の当会議での総括テーマは「経済活性化」とするということでございます。

運営スケジュールにつきましては、以下のとおりでございます。

まず、6、7月ごろまででございますけれども、4月以降「分野横断的テーマ」、これは後で申し上げますけれども、これによります検討を進めまして、6、7月ごろまでに「中間とりまとめ」を策定してこれを公表すると。その際に、経済財政諮問会議との連携を強化するというところでございます。

また、関係省庁や関係推進本部、司法制度改革推進本部、IT推進本部。前回、八代委員の方から御意見を賜りました地方分権推進会議、これも入れておりますけれども、こういった機関と本会議で議論を行う機会を設けるということでございます。

この間、昨年「改革工程表」のような政府全体の動きが出てきたときに、当会議の検討結果が迅速に反映されるような体制につきましても整備をしていくことが必要であるということでございます。

「中間とりまとめのまとめ方」でございます。

これは、今日できれば御議論を賜りたいんでございますけれども、2つオプションがあらうかと思えます。

1つ目でございますけれども、まず、各省の合意を取りつける努力を最大限に行う。中間取りまとめの時点で合意に至らない場合には、会議の見解と合意が得られない理由を明示しながら、継続的な検討につなげていくというのが、オプション1でございます。

オプションの2は、各省との合意を目指して調整し、基本的には各省と合意したものをまとめていく。

この2つのオプションがあろうかと思しますので、これについては御議論賜わればと思います。

秋以降、12月までの間でございますけれども、これについては「中間とりまとめ」以降、従来の15分に沿った取り組みを展開していく。年末の「第2次答申」これは、最大限尊重の閣議決定がその後に控えるということになろうかと思っておりますけれども、その策定に向けまして、関係各界・関係省庁からのヒアリング、折衝等を行いながら分野ごとに深掘り・前倒しを図っていくということでございます。

3番目「3月まで」でございますけれども、これは、今の2次答申を受けながら、3か年計画の再改定作業に反映していくということと併せ、同計画の実施状況について監視をするということがあろうかと思っております。

2ページ目でございますけれども、6、7月に取りまとめを行う「中間とりまとめ」に向けた分野横断的テーマでございます。

これについては(1)でございますが「やる気のある人々を応援するための規制改革」ということで、新事業の創出ということでございます。

A番目は、特に資金・手法等が円滑に供給されるための環境整備ということで、これについては、法務・警察・金融という分野が関係しようかと思っております。

B番目は、人材に着目をしておりまして、これの育成とその流動化ということでございまして、雇用と社会人教育を始めとする教育問題について焦点を当てていくということかと思っております。

(2)番目は、公的関与の強い分野。八代委員から前回「官製市場」という言葉を使ったらいいではないかということでございましたので入れてございますが、これでの事業を活性化するための規制改革ということでございます。

これは、御承知のとおり、医療とか福祉とか、非常に公的関与の強い分野についてイメージしているものでございます。

Aといたしまして、非営利色・公的関与の強い分野における規制の在り方ということでございまして、前回、奥谷委員、森委員からは経営形態というだけではなくて、株式会社という話もしっかり書けという御指摘もいただきましたので、ここで「株式会社参入を含む」というふうに書かせていただいております。

2番目のところにつきましては、八田委員の方から特に事業者補助から利用者補

助への転換（バウチャー制度）といった具体的な施策も盛り込むべきだという御指摘をいただいておりますので、同趣旨を盛り込んでおります。

B 番目の官民役割分担の再構築ということでございまして、これは民業の範囲拡大ということで、前回お示しをしたんですが、これもやはり八田委員の方から官民役割分担の再構築ということで、そここのところの仕切りをはっきりしろという御指摘もいただいておりますので、そのように直しております。

具体的には、民間の参入、PFI、民間委託といったような分野について議論を深めるということでございます。

「(3) 活性化に資するビジネス・生活インフラ整備のための規制改革」ということでございます。

各種公益事業の競争環境整備ということで、エネルギー等々の分野について御議論をしていただくと。

また、八田委員の方から御指摘をいただいた中立的な監視機関の在り方といった点についてもここで書かせていただいております。

B 番目の分野といたしまして、司法・法務サービス市場の一層の充実ということでございまして、今、司法制度改革推進本部で進んでおります司法改革の動きについて、当会議でもこれをモニターしていくと、そういう意味から連携という形で書かさせていただいているところでございます。

C 番目の分野でございしますが、都心の高度利用ということでございまして、これについて図ることと併せて、前回の議論を付け加えるべしということで、森委員と、村山委員から御指摘をいただいております不動産流動化ということにつきましても、ここで書かせていただいているところでございます。

(4) 番目の分野でございすけれども「事後チェックルール」ということでございまして、制度的にはもう既に始まっている情報の開示の問題、第三者評価、監視、紛争処理といったルールができていくことについて、実行上どういうふうになっているかといった辺りのモニターも含めまして、その勉強をしていく。

これには、民民規制、地方規制、もしくは基準認証、資格といった分野も含めて見直しを行っていくということでございます。

最後は、先ほどから議論がございす「規制改革特区」でございす。

これにつきましては、そこに書いてございすように、全国一律の規制について、地域の特性等に応じて特例的な規制を適用していく。もしくは、一定の規制を試行

的に特定地域に限って緩和するということも検討していく。その際には、自治体の意見が十分反映されるように留意していくことが必要であるということでございます。

前回、モデル事業という文言を書かさせていただいたんですが、これは八代委員の方からちょっとどうかという御議論もありましたので、ここは削除してございます。

最後のところで、横断的分野については6分野以外の分野を中心に取り組むという留意点を書かさせていただきましたが、これは多数の委員からわざわざ書くまでもないのではないかという御指摘もいただきましたので、ここでは削除させていただいております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、新年度の運営（案）でございますが、今の御説明につきまして、どうぞ御自由に御意見をちょうだいしたいと思います。

○宮内議長 どうぞ八田さん。

○八田委員 少し細かい点で申し訳ありませんが、「（５）『規制改革特区』的手法の検討」というのは、今から検討するわけですから、こんなところで一々文章をいじっても仕方がないんですが、やはりまだ事務局の方で規制改革特区の何が一番大事な点かということについての認識が不十分かと思えます。

モデル事業という言葉をと落としていただいたのは結構なんですが、一番最後の「その際、当該地域の地方公共団体の意見が十分に反映されるように留意」というのは、国が全部決めて、そのときに地方公共団体の意見もできるだけ聞いてやろうという発想なので、これを基本的に変えてもらわなければいけない。

したがって書くとすれば、例えば、当該地方公共団体の意向に原則として基づくものであって、むしろ行き過ぎを国がチェックする程度のものであって、やはり特区と言ってもここが一番大事な点なわけですし、単に意見を聞いてやろうでは全く不十分であるということを、私は個人的意見として申したいと思えます。ほかの委員の方の御意見も是非伺いたいと思えます。

済みません、少し補足させていただきますが、なぜそれが必要かというのを先ほど総理も申し上げたわけなんです、国がイニシアチブを取ったら、国が責任を負わなければいけないんです。当然補助金を要求されますし、税制上の免除も要求さ

れる。仮にそれに問題が起きたら、国が責任を負わなければいけない。

したがって、何のために特区をつくるか意味がないわけで、これは先ほどもいろんな委員の方からもお話がありましたけれども、今、地方がいろんな事業をやりたいわけです。それを促進させるための規制免除というのがポイントであるわけでした、その意味でも地方自治体が主体にならなければいけないということでございます。補足でございます。

○鈴木委員 同感です。当然のことだと思います。また、そうでなければ特区の意味がないと思います。

○宮内議長 大方の御意見はそういうことになっておりまして、これはまたワーキング・グループのような形で次に御議論いただくことになって、内容につきまして委員の皆様方でこれを書き込んでいくということになりますので、この御意見を十分反映したものにしていきたいというふうに思います。

特にお願い申し上げたいのは、6、7月ごろまでということで、次のどちらを選択するかという中間取りまとめのまとめ方でございます。

従来の規制改革のやり方といたしましては、各省との合意を目指して、合意したものを少しずつでも進めていくという形でございますけれども、6、7月ごろまでの横断的なテーマというものにつきましては、アというやり方もあるのではないかとということで、アとイとどちらを選択するかということにつきましても御意見をちょうだいしたいと思います。

どうぞ森さん。

○森委員 私は、アの方で十分ではないか。つまり、問題提起をする、それで議論をするという時間を十分に取ってやればいいので、あわてて点数かせぎをしなくても、十分議論することに意義があるというふうにこのごろ感じております。

○河野委員 私も同じで、ここに書いてありますように合意を得られない理由を明示してということのを是非条件にお願いしたいと思います。

○奥谷委員 私も同じだと思います。アの方です。結局、省庁の合意を取ってやるというのは、また時間ばかり掛かってなかなか進まないと思うんです。

ですから、なぜ反対しているのかということをはっきり表に出すことが一つの大きなポイントになると思います。

○八田委員 私も基本的にはアに賛成ですが、関連しまして、今までワーキング・グループの議事録をどう取るかということが明確でなかったんですが、基本的には

録音して、ワーキング・グループが認めるならば議事録を取るということにすると、役所側の意見がどう考えているのかというのが非常に公に出ると思うんです。そのことが背後にあると役所側も非常に慎重に議論してくると思うんです。それを今回ははっきりさせるということでアをやってはどうかと思います。

○鈴木委員 私もア以外はないというふうに思います。ただ、要するに最大限に合意を取るといふことと、明確な理由があったときに、今度は石原大臣、熊代副大臣、小泉首相の方で明確なものがあつたときに、もうひと押し押し込んでいただくと、我々のしかばねを拾ってくれと言っているわけではないんですけれども、なるべくしないようにやりますけれども、それはひとつ是非お願いしたいです。

○奥谷委員 もう一つ「当会議の検討結果が迅速に反映されるような体制を整備しておくことが重要」の「体制を整備」というのは具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。

○宮内議長 これは、どういう意味合いで。

○宮川室長 これは、例えば経団連とか、そういったところからもう一度ニーズの聴取をするとか、そういう意味でいろんな団体の意見なんかも調整をするという意味で、心構えをそういうふうにしておくということと併せ、例の 15 分野につきまして、まだいろいろと体制の議論をさせていただかなければいけないと思うんですが、これも機動的に動かせるようにスタンバイをしておくという趣旨です。

○奥谷委員 機動的に動ける組織を持つということですか。

○宮川室長 具体的には今言った 15 分野のワーキング・グループが直ちに立ち上げられるような、そういう意味での準備をされるよう努力されることが重要と書いた方が正直かもしれまんね。

○坂政策統括官 今、宮川室長が申し上げたようなこともありますけれども、主として、特にアになった場合のことなんですけれども、多分そうなるだろうと思って考えたわけですが、去年は合意が基本的には大体得られていましたから、昨年改革工程表をつくるとか、先行改革プログラムをつくろうといったときに。割合にぼんと引っ越しできたわけです。勿論、それだって簡単じゃなくて、総理に一言というのがあつたから、実はできたわけなんですけれども、今年はそういう動きが政府全体としてどうなのかというのがさっぱりわからないんですけれども、何かあつたときには、規制改革会議として、せつかくそれまでにある程度の話ができていたら、さつと引っ越すということも頭に置いておかなければまずいですよということがここで

は一番言いたいことです。そういうことが頭の中であってここにこういうことを書いたんです。

○宮内議長 イメージとしましては、縦割に 15 分野がもともとあって、今までハードコアでなかなか動かなかったところに横串を差していこうということで、この横串部分を6月か7月までにまず検討していくと。そして、例えば7月になればそれを縦に下ろしていくというようなイメージが今年の活動になると思うんですけれども、ちょうど接点のところを今おっしゃっているわけですね。

○坂政策統括官 実際にはどういうふうやるかというのは難しいんですけれども、さっきどなたかがおっしゃっていましたが、決まったものをなるべく早く動かしたものだということもあるわけです。ただ、政府全体の項目書きの中でうまく乗った方がいい場合とがあって、そういうこともちょっと頭にありますということを言わば言外に言っているんです。

○生田委員 おっしゃっている内容はよくわかるけれども、奥谷さんが言っている体制という言葉が、組織か何かできるような、そんなイメージをみんなに持たせませぬ。だから、もう少し平たい言葉がいいのかもわからない。

○清家委員 いずれにしても、最終的な閣議決定のときには合意が得られなければいけないわけだから、あくまでも中間報告の段階ではできるだけ幅広く合意が得られない分についても、書いて広く議論を喚起するがよろしいんじゃないかと私も思います。

○米澤委員 質問なんですけれども、アの点でいいと思うんですけれども、会議との合意が得られない場合、その理由を明示しというのは、会議側でない方の理由をちゃんと明文化するということなんですか。そこは書きぶりがなかなか難しいところがある。

○生田委員 両論を載せると言っているんじゃないですか。

○宮内議長 両論併記というのは、アもあるよイもあるよですけれども、我々の会議としては、こちらをやるべきだと思うと。これを打ち出してそれに対してこういう見解があったために合意に至らなかったという、だから、両論併記ではなくね。

○米澤委員 わかりました。

○生田委員 両論併記というのはそういう意味で、民間のセンスで言えばほとんどアしかないでしょう。イなどはないわけ。例えば経営会議などで出てくるのでも、下に委員会があるんですけれども、必ずしもまとまらないのはいっぱいあるんです。

そのときは、委員長以下はこう思うけれども、こういう意見があるというのが付いて出てきて、それを経営委員会で議論するんです。多分、そういうことを考えていると思うんで、多分、アカイかというのは、本来余りプロダクティブな議論ではなくて、アしかないと思います。

○宮内議長 ワーキング・グループの数限りなくあるミーティングの議事録を全部つくるというのは、どのクラスのものか。

○八田委員 録音をしておいて、ワーキング・グループで、後でこういう資料をとりまとめるときに必要だと思うところを議事録をつくる。これが向こうさんの意見がきちんと反映している。当然役所側にも見てもらっていいと思いますけれども、そうすると、先ほどの米澤先生のおっしゃった相手方の意見というのが正直にまっすぐ出るんじゃないかと思います。

○米澤委員 わかりますけれども、録音されるというと、しゃべりにくい部分というのは非常に。

○八田委員 都市再生ではやっています。それから、今までいろんな委員会でそういうことは役所側が、実はこういう意見で反対したんだよというのが公になると、後で世の中でもってそれに対する湧き起こりますから、役所はそれで正しいと思えばそれでどんどん議論すればいいわけですが、向こうの意見がその会議で出た形で明確になるというのは大切だと思います。

○米澤委員 おっしゃることはわかりますが、何となく議論がお互いに硬直化してしまうんじゃないかという懸念を私は多少持ちます。前年度教育分野での経験からすると。やり方次第だと思うんですけれども。特に強く反対しているというわけではないですが、しゃべる方も、例えば私が録音されているかと思うと多少堅くなりますので。

○八田委員 ここは外しましょうでもいいかもしれませんけれどもね。

○宮内議長 ワーキング・グループの主査の方に運営をお任せして、最も効果的だと思われる方法をお取りいただくということかなという気がいたしますけれども、制度的にするというよりも。

あと御意見ございませんようだと、6月、7月までの中間とりまとめにつきましては、分野横断的テーマでアという形でまとめていくと。そして、分野横断的テーマというのは、2ページにございます、これはいろんな分野横断的な切り口があると思いますけれども、こういう5つの極めて大きなテーマばかりでこすも、テ

マでやると。基本的にこういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○森委員 専門委員の選び方なのですが、従来どういう基準で、どういうふう選ばれているかよくわからないんですが、十分委員がそろっている回もあれば、非常に不十分だなという感じがする回もございまして、何かそれぞれの委員から推薦制なり何なりで、できないものでしょうか。

それと、専門委員の数というのは、そもそもどういうふうな決まりがあるんでしょうか。○坂政策統括官 専門委員の数の決まりはございませんが、例えば予算上の制約はございますけれども、そんなに厳密なものではございません。

それから、専門委員自体は、最終的に総理が任命されるということになりますので、最終的な人事権は総理にあるわけですが、それを事実上補佐しておられるのは議長なりということになるわけです。

したがって、従来もそうだったと思いますが、各主査の方とか、ワーキング・グループの方などの御意見を伺って、大体は推薦というか、そういうことでやっていように思いますけれども、これからは当然、特に主査の方などの御意見を伺ってというふうには実際には行なわれるということだろうと思います。

ただ、最終的に決定されるのは総理であり大臣であるということです。

○佐々木委員 この5つの分野の中の、どれもみんなそれぞれ重なるような気がするんです。新しい事業の創出というところを考えると、先ほどこちよと総理がいらっしゃるときにもお話ししたように、小さな会社、ベンチャーが立ち上がるべきというところではやる気のある人たちを促して新しい事業という、どうしても下の方にある基準とか資格という話をせざるを得なくなってしまうと、それでも5つに分かれてやるということであればいいんですが、基本的に相当横の流通を、この5つの中で何がディカスされているということがみんながわかっていないと同じようなことを話してしまったり、あるいは抜けて、あっちがやっているだろうと思ってやっていないうちに、1つの部分のごっそり抜けたりするような気がして、新しいビジネスというところでは、私自身四苦八苦するのでいろいろ思いはありますが、では、どこかなという、どれにもちょこちょこ入っている感じがする。この辺りの6、7月というのは、相当駆け足だと思いましたので、横の情報交換がうまくいくようにしていただけるとありがたい。

○八田委員 私は森委員がおっしゃったことに関連しているんですが、この間決まった3か年計画に聞して、フォローアップが必要だと思うんです。そのフォローア

ップの必要性を感じましたのは、先ほど石原大臣がおっしゃったことに関係しているんですけども、例えば区分所有法について、こちらの例示として、法務省が納得してくれたのは、5分の4の賛成のみをもって変えるという前回村山さんが発表になられたあれだったんですが、全然中間とりまとめでそういうものが出てきませんでして、石原大臣が3月に御指摘していただいた大変ありがたかったんですが、去年の12月にまとめが出た直後の法制審議会の審議を見ますと、ここの総合規制改革会議の最大限尊重のことは一言もない。それから、5分の4についても、こちらからそういう要請があったということは、メンションされていなくて、むしろ5分の4という意見が世の中にあるが、これはこういう欠点があるということを重ねているものなんです。

これは私ども、3月末まで、一応前のワーキング・グループがありましたから、かなり積極的に法務省の方をお呼びしてわかったことで、これからもフォローアップというのは必要だと思うんです。

元来役所の事務局の仕事だというのはわかりますが、やはり折衝に当たった者としてそれは必要だと思うんです。そうすると、フォローアップをやるための専門委員の方は今はいらっしゃらないわけですから、フォローアップ体制ができていないんです。ものによっては7月くらいまでは待てると思いますが、今まさに法制審議会などで審議されているものについては、できるだけ早くフォローアップ体制を立てる必要があると思いますので、例えば専門委員として、横断的なところで選ばれた人でもどんどん活用できるというような方策が、何らかの手を打つ必要があるんじゃないかと思います。

○生田委員 自分で言うのはおかしいんですけども、2ページの分野横断的テーマ、大きく5つにくくってありますね。初めのやる気のある人々というのも、2の公的関与というのも非常にポイントを突いていて、こういう区分でいいのかなと思うんだけど、3番目の「活性化に資するビジネス・生活インフラ整備のための規制改革」というのは、この3つだけでいいのかなという何か、特に生活インフラとなると、何か足りないような気がするんです。したがって、何か言えとなると今、知恵がわからないんですけども、これをつくっていかれる過程で事務局でこれを入れておこうか、だけれども、抜いておくかという議論がもしあったんなら、ちょっと教えていただきたいなと思います。あるいは、これでフルストップにしないで、何か思いつく方がいれば足すような感じであるのか。

○岡本審議官 これをつくりましたのは、いろいろ御意見で出てきたものがこういう分類になっているんですが、おっしゃるように、これで全部ではないと思いますし、そういう議論をされていく中でより中間とりまとめに向けて、こういう分野も少し触れておいた方がいいというものがあれば、そこは弾力的に対応するんだろうと思います。

○生田委員 どっちかというと、これはビジネスの方ですね。

○奥谷委員 例えば、通信・情報・放送というものはここには入らないんですか。

○岡本審議会 いわゆるIT本部の出負の議論はそれとして別にあると思いますので、そこを踏まえた上で必要な議論が出てくることは。

○清家委員 先ほど宮内会長が言われたように、各分野が仮に横串か縦串かわかりませんが、あって、そして、この横断的なものがあって、マトリックスのような形になっていると思うんです。

今回やる分野横断別のテーマというのはあれなんでしょうか。各分野別には個々別々の規制をどうするかこうするかという話が出てイメージとして湧きやすいんですが、横断的な場合には、どちらかというと、基本的な考え方を整理するか、そういうことになるのか。それとも、それぞれマトリックスの1個ずつの箱の中でこういう規制をああする、こうするという話をすることによるのか、そのイメージが湧きにくいんです。

○宮内議長 私の理解では、この15分野というのは、言うならば全産業を網羅している。横断的に5つ選んだ部分というのは、たまたまそのポイントが経済活性化、現在の我々の作業として一番効果的ではないかというところにしたわけです。

例えば、株式会社というのは、どの分野でも重要だという形で何かそこで抽象論ではなく、例えばこの分野では進んでいるけれども、この分野は全然動いていないじゃないか、なぜだという問題も出てくると思います。

いろんな見方がそこでなされるんじゃないか。そして、まとめればいいし、まとまらなければ秋以降に、今度は縦の方で、それも引き続いてやっていただくというイメージとしてはそういうふうな。

○清家委員 わかりました。もうちょっと具体的に言うと、例えば6～7月までに非常に短期ですけれども、横断的なテーマとして、例えばさまざまな事業の株式会社化を認めるべきだというところが6～7月までに出て、その後、縦の串を刺したところで、例えば医療の分野だとか、教育の分野とか、そういう具体案が出てく

るというイメージでいいのか。

それとも、6～7月に医療のところどころでこうやるとか、そういうイメージが出てくるという話なのか。その辺はどうですか。

○宮内議長 ですから、アを選んでいただいたということは、先におっしゃっていただいたような医療が7月までに株式会社を全面的に認めるということはなかなか難しい。しかし、追い掛けていける体制はつくっておくと。

○清家委員 基本的には考え方を整理するという形になると思ってよろしいですか。

○宮内議長 そこまで言うてしまうとちょっと抽象論になる。具体論としてぎりぎりはやっていただきたい。しかし、最後は抽象論でも残していくということでしょうか。だんだん難しくなってきましたけれども。

○清家委員 先ほど佐々木委員が言われことはとても大切だと思うんですが、この15分野は、ある程度縦割に分かれているときにはその範囲というのをはっきりして、重複等は避けられると思うんですが、横串になると、それぞれのところで同じようなことを議論したり、場合によっては、全く違うことはないでしょうけれども、ニュアンスの違うような結論が出たりすることはあるとまずいと思うので、勿論、最終的なコーディネート機能は全体会議なんだろうけれども、事務局とか、どこかである程度交通整理をしていただかないと、ちょっといけないのではないかなと思います。

○宮内議長 その点には十分留意してやりたいと思います。

それでは、新年度の運営についての案でございますが、今の御意見を踏まえた形でまとめとしては、若干の字句の訂正等が出てこようかと思っておりますけれども、特に中間とりまとめ、まとめ方アということではっきりさせていただきまして、分野横断的テーマをこの5つということできさせていただくということによろしゅうございましょうか。

それでは、次に検討課題に対するワーキング・グループの編成とか、検討メンバーにつきましては、事務局が各委員の皆様方の御意向等を承ってまいっております。したがって、その御希望にできるだけ沿った形でお手元のような資料を、私案ということで作成していただきましたので、これにつきましては、御議論をいただければと思います。

○宮川室長 今お手元に配らせていただいております横断的ワーキング・グループの編成案ということでございます。これは一応議長提案ということでございませ

て、議長からおっしゃられましたように、事務局の方で各委員の御意向を聞かさせて頂きまして、それを反映したんでございます。

まず、ワーキング・グループの区分けでございますけれども、今、御説明申し上げました5分野につきまして、それぞれ1つずつのワーキング・グループをつくる。すなわち、やる気のある人の支援というところについては、新規事業創出WG。

2番目の、公的関与の強い分野での事業を活性化するための規制改革、これは乱暴な言い方かもしれませんが、管製市場見直しWG。

3番目の、活性化に・資するビジネス・生活インフラ整備のための規制改革ということについては、ビジネス・生活インフラ整備WG。

事後チェックルールに関しては、事後チェックルール整備WG。

規制改革特区的手法の検討というところは、規制改革特区WG。この5つに分けてまして、それぞれ主査は一番目の新規事業創出WGは神田委員。

メンバーは生田委員、奥谷委員、河野委員、佐々木委員、清家委員、高原委員、村山委員、森委員、八代委員、米澤委員でございます。

2番目の官製市場見直しWGでございますけれども、主査は鈴木委員で、メンバーは生田委員、奥谷委員、河野委員、佐々木委員、高原委員、八田委員、村山委員、森委員、八代委員の各委員でございます。

3番目の、ビジネス・生活インフラ整備WGは、主査が八田委員で、メンバーが生田委員、奥谷委員、神田委員、鈴木委員、村山委員、森委員、八代委員の各委員でございます。事後チェックルール整備WGは、主査が清家委員でございます、メンバーは、奥谷委員、神田委員、河野委員でございます。

規制改革特区WGは、主査が八代委員、副主査が神田委員でございます、メンバーは、生田委員、鈴木委員、高原委員、八田委員、森委員の各委員でございます。

なお、主査は必要に応じまして、議長に副主査、及び専門委員を要請することができます。議長は要請に応じまして、副主査の設置を定め、もしくは当該専門員について、これを総理に推薦することができる。

また、主査は、検討テーマに応じまして、分科会、サブ・ワーキング・グループを設置いたしまして、その責任者を指名することができることとするということでございます。以上でございます。

○宮内議長 私からの案ということで、このようにさせていただいたわけでございますけれども、人数のバランスが欠けているというところもございまして、

特に4番目のところが大変ヘビーなロードになると思いますけれども、こういう形でとりあえず走らせていただくという案でございます。どうぞ御意見をおっしゃっていただきたいと思います。○佐々木委員 ワーキング・グループの日程が前もってわかるということは、可能性が。何が趣旨かと申しますと、私が役に立つかどうかかわからないんですが、4番のところにも参加してもいいかなという気持ちはあるんですが、ただ、理想的に言えばワーキング・グループの6月、7月は、前回はかなり前もってというグループもあったんですが、直前に来るとどうしても小さな会社を2つやっているのので、どうも時間が取れなくて、心はそっちにあるんだけど、体が行かないということがありまして、少しでも前もってスケジューリングできるのであればと思ったりもするんですが、いかがでしょうか。

○宮内議長 これは主査をお引き受けいただけるという形で、皆さんに是非それを前もっておつくりいただくということができればなんですけれども、お願い申し上げたいと思うんです。

佐々木さんは、この事後チェックに入ってください。

○佐々木委員 主査がよいとおっしゃれば。

○清家委員 勿論です。

○宮内委員 まず主査の皆様方、副主査の皆様方にお引き受けいただかないといけないのでございますが、よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員 これは異存はありませんけれども、広範の分野に分かれて、去年も十幾つありましたね。要するに、去年どうりで行くのか、あるいは一部変更があるのか。これも早く決めておいて、準備しておきませんと、去年をあわを食った苦い経験がありますから、早く決めておいていただきたい。

それから、必要とあらば、そこのところは、どんどん行動を開始して行って、相当部分横断的の中に包摂される場合には、是非その横断的の中で議論をしていただいて、かつ、それぞれの関係省庁というのを口説いていただきたいということになるわけですが、それとは関係のない問題の中で取り上げていくというのは幾つもあると思うんです。

そのメンバーはこれと同時に決めておくくらいの心構えは私は前から主張しておったんですけども、なるべく早く決めていただきたいと思います。

○生田委員 私、4つ入れていただいております、身に余る光栄なんですけれども、例えば環境を去年やった例でいきますと、忙しくなってくると環境だけで週2

回くらいあるんです。もしそういう事態が発生するとすると、4つが週2回やったらほとんど会社に行っている暇はないということで、佐々木さんではないけれども、心はこれに出席しても、体はついていけないと思うんです。あちこち名前を連らねることがいいことなのかどうなのか、幸い主査には落選しておりますので、それは大変喜んでいるんですけれども、4つもどうかという気がしております、こんなところで議論してもしょうがないので、場合によったらちょっと調整させていただいて、やはりプラティカルビリティがある内容でやっていただいた方がいいと思います。

○宮内議長 これは大変ヘビーであることはわかりますけれども、参加させていただいて、御意見をいただくということは、いい案ができる基礎だと思います。

○生田委員 総論はよくわかっているんですが、各グループで週に2回でもやったら会社に行っている暇はほとんどないということになるんで、それはやはり民間人として、会社に責任がある以上、率直に申し上げてできないことだと思うんで、また、ちょっとお話をさせていただきます。

○宮内議長 対応します事務局も随分頑張ってくださいということになると思いますけれども、これに対しまして、石原大臣にも御相談させていただきまして、事務局が本当に手足になって動いていただけるような形をできるだけつくらせていただきたいと思います。

○鈴木委員 事務局の担当審議官は決まっていないんですか。

○坂政策統括官、大体心づもりはあります。

○八田委員 生田委員の御発言に関連して、これもですし、例の縦串だか横串かのワーキング・グループもなんですが、あつたのワーキング・グループも、去年も私、3つか4つ入れていただいたんですか、結果的には出られなくなったというのもございませう。もしできたら、あれの方もいつかこの指止まれて、希望を聞いていただいて、再整理させていただければと思います。

○宮内議長 御意見としましては、もう一回再編成しようというお考えですか。

○八田委員 新しく入るといえることはないと思いますけれども、どれを減らしてもいいとか、これだけはやりたいというので、やはり現実的ではない。

○宮内議長 とりあえず中間とりまとめに向かって走るといのが今日のより大きなテーマでございまして、今、鈴木さん、八田さんからの御意見、そのとおりだと思いますので、できるだけ早く縦串の方も御意見を賜りながらつくっていくということにしたいと思います。

○奥谷委員 ワーキング・グループの今の編成案を主査の方々でもう一回練っていただいて、かなり重複する部分があると思うんです。これ5つじゃなくて、3つくらいにするという形で、もっと中身の濃いものにしていくということもできるのか。もし出席できなければ、Eメールで意見を言ってもいいというようなことが取れるのか。

○宮内議長 せっかく5つにしましたので、このままさせていただくということで、確かに重複する部分、抜けている部分もあると思いますけれども、これは佐々木さんもおっしゃっていましたが、情報交換ということは非常に重要だと思われまますので、当然Eメールも活用するという事はお願いしたいと思えます。

それでは、皆様方お覚悟をいただきまして、是非会社がおろそかにならない程度、最大限よろしくお願い申し上げたいと思えます。会社だけではなくて、学校の先生もおられますけれども。

それでは、こういう形で、直ちに明日から走らせていただくということで、主査の皆様方よろしくお願い申し上げたいと思えます。

それでは、次に最後のテーマでございますが、先月29日に改定されました規制改革推進3か年計画と、改定前の規制改革推進3か年計画のフォローアップ結果につきまして、宮川室長から御報告をいただきます。

○宮川室長 時間の関係もございますので、簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、改定の方でございますけれども、お手元の資料2-1、2-2でございます。2-2が閣議決定の本体でございます。資料2-1は、私どもの方で外向けに説明している資料という、PR資料になっておりまして、これはインターネットにも付けておりまして、間もなくこの英語版もインターネットに載せさせていただきたいと思っておりますので、是非PRをされる際にはお使いいただければと思えます。

資料3の方でございますけれども、「規制改革推進3か年計画のフォローアップ結果について」ということでございます。これは今議長からお話がございましたように、去年、最初につくりました3か年計画のオリジナルなものについてフォローアップを掛けていたものでございます。結果・概要は以下のとおりでございます。

計画事項は全体で730事項ございまして、うち、13年度中に何らかの措置を講じなければならないとされている事項は、そのうちの約七割強の556事項ござい

ます。これにつきまして、ローリングを掛けてみましたところ、243 事項につきましては、既に措置がなされておるということでございます。

また、一部措置にしたものにつきましても、306 項目ということございまして、全体で 98.7%、実は 7 項目だけ落ちこぼれておるんですが、これについて各省庁と今議論しておりまして、要するに検討しているという御返事を各省庁からいただいておりますが、この検討の中身が我々の基準に達していない。つまり、対外的にきちっとやっていというようなエビデンスが出てきていないということがございますので、これについては、関係省庁に対して強くするよう我々の方から申し入れをしているところでございます。

それ以外、特に前倒し事項というのも実はございまして、これはいい方なんですけれども、計画におきまして、14 年度、15 年度に措置することとされていたもので、前倒しをするというものにつきましては、14 事項ございます。これは一次投信にも関連してきますけれども職業紹介の制度、それから労働者派遣制度の在り方についての見直しの前倒し、これは去年までは 14 年度以降検討を予定と当初言っていたんですけれども、昨年度の 8 月、9 月から検討を開始している。

それから、マンションの建て替えの円滑化を図るための措置の前倒し、これにつきましても、当初よりも前倒しをされまして、1 年早めて今国会へ関係法律が上程をされておるということでございまして、こういったいい部分もあるということでございます。

時間の関係もございまして、別紙 2、3 については省略をさせていただきますが、基本的には相当程度、各省庁まじめに取り組んでおるということでございまして、その点については御評価を賜ればと思います。

以上でございます。

○宮内議長 何か御質問ございますでしょうか。宮川さん、今ので一部措置済みというのは、これはどういうふうに解釈したらいいわけなんですか。

○宮川室長 これは例えば 13 年度に検討し、14 年度に結論を得て措置をするといったようなものもございまして、その 13 年度措置については、検討についてはそれなりにやっておる。こういうのは一部措置でございまして、来年度、そういう意味でちゃんと結論を出し、それを措置をする。

例えば審議会で検討をかなり本格的に開始をしていると。こういうのは一部措置というふうに私どもカウントしております。

○宮内議長 ということは、一部措置で終わるといったことはない。

○宮川室長 これは来年度に続くという趣旨でございます。

○宮内議長 あと、御質問等ございますか。

それでは、以上で審議事項を終わりました、最後に御連絡事項がございましたら。

○宮川室長 次回の日程でございますが、これはまた追って事務方の方から御連絡をさせていただきたいと思っております。

それと、5月11日に今御出席していただいております石原大臣、それから熊代副大臣、宮内議長で、北九州の方でタウンミーティングをやることにしております、特に規制改革というか、暮らしと規制改革の関連についてのタウンミーティングを半日掛けてやらせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

○宮内議長 何か御発言その他、ございませんでしょうか。

○熊代副大臣 大変積極的に取り組みいただきまして、誠にありがとうございます。

大臣から、IT本部とか司法制度改革推進本部とか、いろいろ横並びの整理がございましたが、それはそのとおりだと思うんですけども、規制改革の魂が本部と多少違うところもあるんじゃないか。これですと、司法制度改革推進本部については、多少オーバーラップして載せていただいていますし、規制改革の魂を全部向こうでやってくればそれに越したことはないけれども、多少そうでないならば、規制改革会議の方から何を言っていただくという余地を残しておいたいただいた方が徹底するんじゃないだろうかという思いがいたします。

あと、日本の国の文化というのは、大変やさしい文化で、グリム童話集も、みんな大美談になってしまうとかいう話もありますけれども、権力というのは、やり過ぎてはいけませんけれども、権力が法律に定めている以上のことをやってはいけませんけれども、法律に定めてあることもやらないというのが成田の件とかありますね。

そういう話は、規制改革会議でどのように取り組むかですけれども、しかし、法律に書いてあることをやらないければ、権力がやるべきことをやらなければ、得をするのは強い、悪いやつでありまして、損をするのは弱い人たちだということでもありますので、そういうことも含めて、規制改革というのはきっぱりやっていくということを先生方のお力があるからこそここまで進んだわけですが、更にもう一歩で、我々の方も大変反省しなければいけないと思っています。

ありがとうございます。

○宮内議長 ありがとうございました。

それでは、この後私から、今日の模様はいつものとおり記者会見をさせていただきたいと思います。

今日は長時間ありがとうございました。以上をもちまして終了させていただきます。